

さが園芸 888 整備支援事業実施要領

令和 5 年 3 月 30 日 園農第 2699 号
令和 5 年 8 月 29 日 園農第 1143 号
令和 5 年 11 月 24 日 園農第 1839 号
令和 6 年 3 月 29 日 園農第 3176 号

第1 趣旨

本県の園芸農業は、資材や重油価格の高騰、農家の高齢化、農業従事者数の減少や労働力の不足等の課題を抱えている。

このような中、本県園芸農業が魅力ある産業として持続的に発展をしていくためには、経営規模の大幅な拡大を図る意欲的な農業者や、園芸農業に取り組む新規就農者の確保を進めるとともに、経営基盤を強化し更なる所得向上を目指す農業者を増やすことにより、稼げる園芸農業が実践され、それにより新たな担い手が就農する好循環を生み出していく必要がある。

このため、本事業により、農業所得向上に向けた収量・品質の向上や経営規模の拡大、経営コストの削減など、農業所得の確保・向上ができる園芸農業の確立に必要な施設・機械等の整備を推進するものとする。

第2 事業の内容等

本事業の事業内容、事業実施主体、採択要件等は、別表 1（ステップアップ経営者育成対策）、別表 2（新規就農者育成対策）、別表 3（経営基盤強化対策）、及び別表 4（園芸産地育成対策）のとおりとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 4 年間とする。

第4 事業の手続き

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙 B-1 又は別紙 B-2）を作成し、事業実施主体の所在する市町の長に申請するものとする。ただし、複数の市町を活動の範囲とする事業実施主体にあっては、主たる市町の長へ申請するものとする。
- 2 前項のただし書の場合には、事業実施主体は主たる市町以外の関係する市町長に当該事業実施計画書の写しを提出するものとする。
- 3 市町長は、第 1 項に基づき、事業実施計画の申請があった場合には、事業実施主体が作成した事業実施計画について、必要な指導及び調整を行うとともに、事業実施計画承認申請書（別記様式 1 号）及び事業実施計画総括表（別紙 A）を作成し、事業実施計画書と併せて知事に提出するものとする。
- 4 知事は市町長から提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときはその承認を行うものとする。
- 5 市町長は、事業実施主体から提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときは、知事の承認を受けた後、その承認を行うものとする。
- 6 事業実施主体等は、次に掲げる重要な変更については、前各項に準じて事業実施計画の変更の手続きを行うものとする。
 - （1）事業の一部又は全部の中止又は廃止
 - （2）事業実施主体ごとの補助金の増を伴う事業内容の追加
 - （3）事業実施主体ごとの事業費の 30%を超える減
 - （4）その他、品目の変更など事業実施の根幹に関わる事業内容の変更
- 7 前項以外の事業計画の変更については、別に定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

第5 施設等の整備基準

本事業の補助対象となる施設、機械等の整備基準（以下「施設等整備基準」という。）は、別記 1 に掲げるとおりとする。

第6 事業の着手等

- 1 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。
ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない場合であり、かつ第4の5による事業計画の承認がなされている場合は、交付決定前に着手することができるものとする。
この場合、事業実施主体は、その理由を市町長に届け出るものとし、市町長は、この届出があった場合は、別記様式2号により知事に届け出るものとする。
なお、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自ら負担することを了知のうえで行うものとする。
- 2 過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、知事が特に必要と認める場合にあっては、事業計画の承認がなされる前であっても、緊急に事業を実施することができるものとする。
なお、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自ら負担することを了知のうえで行うものとする。

第7 県の助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

第8 点検評価等

- 1 事業実施状況の報告
 - (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、実施状況報告書（別紙H）を作成し、報告にかかる年度の翌年度6月末までに、市町長に報告するものとする。
 - (2) 市町長は、前項に基づき事業実施主体から提出された事業実施状況報告書について、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業実施主体から提出された事業実施状況報告書を取りまとめの上、別記様式3号により、7月末までに知事に報告するものとする。
- 2 事業の評価
 - (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について評価報告書（別紙H）を作成し、目標年度の翌年度の6月末までに、市町長に提出するものとする。
 - (2) 市町長は、前項に基づき事業実施主体から提出された評価報告書について、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業実施主体から提出された評価報告書を取りまとめの上、別記様式4号により、7月末までに知事に報告するものとする。
 - (3) 市町長は（2）の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行うとともに、目標達成するまでの間、毎年度6月末までに改善状況報告書（別紙H）を提出させるものとする。
 - (4) 市町長は、前項に基づき事業実施主体から提出された事業改善状況報告書について、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業実施主体から提出された事業改善状況報告書を取りまとめの上、別記様式5号により、7月末までに知事に報告するものとする。

第9 書類の経由

この要領に基づき知事に提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由することとし、その提出部数は1部とする。

第10 事業の管理運営

- 1 事業実施主体は、本事業によって整備した施設・機械等を事業実施計画に従って、適正に管理運営するものとする。
- 2 市町長は、本事業によって整備された施設・機械等が、事業実施計画に従って適正に管理運営されているか、事業実施後の管理運営や利用状況、事業効果を把握するとともに、事業が適切に推進されるよう事業実施主体を指導するものとする。

第11 個人情報の取扱い

本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針で定めるとおりとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附則 この要領は、令和5年8月29日から施行する。

附則 この要領は、令和5年11月24日から施行する。

附則 この要領は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。